

定 款

公益社団法人 和商同窓会

公益社団法人和商同窓会 定款（案）

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、公益社団法人和商同窓会と称する。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を和歌山市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、和歌山県内の商業に関する学科を設置する高等学校の教育方針を重んじ、商業教育を支援し、学術・文化及び教育の振興を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

第4条（事業）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- （1）和歌山県内の商業に関する学科に在籍する高校生に対する奨学金の授与
- （2）和歌山県内の商業に関する学科を設置する高等学校の商業教育に係るクラブ活動に対する助成
- （3）和歌山県内の商業に関する学科を設置する高等学校の商業の教育・研究の充実に関する後援
- （4）和歌山県内の商業に関する学科を設置する高等学校の商業の学術に関する講演会、研

研究会、講習会等の支援

(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. この法人は、前項の公益目的事業のほか、収益事業として、次の事業を行う。

(1) 駐車場の運営及び管理

3. この法人は、前2項のほか、その他の事業として、次の事業を行う。

(1) 会報の発行

(2) 会員の親睦及び福祉に関する事業

(3) その他法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 (法人の構成員)

この法人に正会員、特別会員及び名誉会員を置く。

(1) 正会員

イ. 和歌山県内の商業学校の卒業生。

ロ. 和歌山県内の商業に関する学科を設置する高等学校の卒業生。

ハ. イ又はロの学校に在学した者で、会員総会の承認したもの。

(2) 特別会員

イ. 和歌山県内の商業に関する学科を設置する高等学校の教職員。

ロ. イの学校の教職にあった者。

(3) 名誉会員

名誉会員は、会員総会の決議によってこれを推薦する。

2. この法人の社員は、正会員の中から選出される代議員をもって社員とする。

3. 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4. 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5. 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6. 第3項の代議員選挙は、2年に1度、6月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が会員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法第63条及び第70条）並びに定款変更（法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
7. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
8. 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
9. 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
10. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧）
 - (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、法人法第250条第3項及び、法人法第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

11. 法人法第112条の規定については、社員を正会員と読み替えて適用する。

第6条（入会の手続）

この法人に入会しようとする者は、その旨を書面をもって理事長に提出して、入会の申込みを行うものとする。

第7条（会費）

会員は、会費を負担する。ただし、正会員の資格を兼ね有しない特別会員及び名誉会員は、この限りではない。

2. 会費の金額、その納入方法は、会員総会の承認を得て別に細則を設ける。

第8条（退会の手続）

この法人を退会しようとする者は、その旨を書面をもって理事長に提出して、任意に退会することができる。

第9条（除名）

会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

第10条（会員資格の喪失）

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入がされなかったとき
- (2) 総代議員が同意した時

(3) 当会員が死亡した時

第4章 会員総会

第11条 (構成)

会員総会は、すべての代議員をもって構成する。

2. 会員総会には代議員以外の他の会員も参加できるものとする。
3. 会員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

第12条 (権限)

会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (8) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第13条 (開催)

会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時会員総会として必要がある場合に開催する。

第14条 (会員総会の招集)

会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 会員総会は少なくとも1週間前に会議の目的たる事項、日時及び場所を明らかにした通知をもって招集する。ただし、新聞その他の広告でこれに代えることができる。

第15条（議長）

会員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

第16条（議決権）

会員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

第17条（決議）

会員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議決を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
4. 代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については会員総会に出席したものとみなす。
5. 理事会において会員総会に出席しない代議員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、会員総会に出席できない代議員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した代議員の議決権の数に算入する。

第18条（決議の省略）

理事又は代議員が会員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示を示したときは、当該提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第14条第1項の理事会において定めるものとし、第15条から前条までの規定を適要しない。

第19条（議事録）

会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長は、前項の議事録に記名押印する。
3. 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した会員総会の決議の省略の意志表示を記載した書面についても同様とする。

第5章 役員

第20条（役員）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上30名以内
 - (2) 監事1名以上5名以内
2. 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち5名以内を副理事長、理事長及び副理事長以外の理事のうち若干名を常任理事とする。
 3. 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する代表理事とする。

第21条（役員を選任）

理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2. 理事長及び副理事長、常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第22条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第23条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第24条（役員任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第25条（役員解任）

理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

第26条（報酬等）

役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、会員総会において定める総額

の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第27条（損害賠償責任の免除）

この法人は、一般社団法人及び財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2. この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

第28条（理事会の設置）

この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第29条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事の選定及び解職

第30条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第31条（議長）

理事会の議長は、理事長とする。

2. 理事長は会長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

第32条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意志表示を示したときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。
3. 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
4. 前項の規定は、第22条第3項に規定する報告については適用しない。

第33条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第7章 財産及び会計

第34条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第35条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第36条（事業年度及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3. 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
4. 前2項の規定にかかわらず、役員の名簿及び会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。
5. 貸借対照表は、定時会員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第37条（公益目的取得財産額の算定）

代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

第38条（定款の変更）

この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

第39条（解散）

この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第40条（公益認定取消に伴う贈与）

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第41条（剰余金の処分制限）

この法人は剰余金を分配することができない。

第42条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方

公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第43条（公告）

この法人の広告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

2. 前項の規定にかかわらず、第36条第5項の公告に代えて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第128条第3項の規定によって、インターネットによる貸借対照表の開示を行うことができる。

第10章 事務局その他

第44条（事務局）

この法人に事務局を置き、職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き、理事長が行う。

2. 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第45条（委任）

この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この法人の最初の理事長は小川 武とする。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。